

川崎市病院局告示第4号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

川崎市病院事業管理者 伊藤 大輔

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay 株式会社
- 2 公金の徴収若しくは収納の種類
川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで